

毎週火・金曜日発行(但休日を除くときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百五十三号

学校教育法(昭和二十二年法律第三十六号)第八十三条において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置及び廃止を、次のとおり認可した。

昭和三十五年五月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

◇告示 目次
私立各種学校の設置及び廃止

二等陸、海、空士の募集
土地改良区の成立
◇雑報
食糧事務所出張所の位置変更

一 設 置
名 称 所 在 地
鶴鳴塾予備校 鳥取市西町三丁目三〇四
二 廃 止
名 称 所 在 地
米子ドレスメーカー女塾 米子市富士見町一二六
米子高等商科学校 錦町一丁目一五六
上田洋裁学園 八頭郡郡家町郡家二四二

米子ドレスメーカー女塾

米子市富士見町一二六

錦町一丁目一五六

八頭郡郡家町郡家二四二

高島恒三

昭和三十五年五月二十四日

右に同じ

土田敏子

昭和三十五年五月二十四日

00565

3 昭和35年5月27日 金曜日 鳥取県公報 第3126号

00566

3 昭和35年5月27日 金曜日 鳥取県公報 第3126号

2

鳥取県告示第二百五十四号

昭和三十五年度第二次二等陸、海、空士の募集期間、応募資格、試験科目及び志願票の受付場所は、次のとおりである。

昭和三十五年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和三十五年六月一日から昭和三十五年七月十一日まで

二 応募資格

昭和十年九月二日から昭和十七年九月一日までの間に生れた（昭和三十五年九月一日現在十八才以上三十五才未満）日本国籍を有する男子で学校教育法に定める中学卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しない者

三 試験科目

中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験（国語（作文を含む。）、数学、社会）、身体検査及び口述

四 志願票の受付場所
各市町村役場

試験とする。

鳥取県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項及び第二項の規定により、次の土地改良区は、昭和三十五年四月二十五日成立した。

昭和三十五年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良区名

申請者住所 氏名

今在家土地改良区

西伯郡大山町今在家 谷村福一ほか

岸本町

岸本 岸本 久吉 幸本定寿ほか十

岸本

久吉 幸本定寿ほか十

岸本町

岸本 岸本 久吉 幸本定寿ほか十

岸本町

岸本 岸本 久吉 幸本定寿ほか十

四名

雑 報

昭和三十五年五月二十七日

鳥取食糧事務所長 戸 谷 幸 男

出張所の位置変更について

浜村出張所

一 移転月日 昭和三十五年五月十六日

二 位 置 気高郡氣高町大字浜村七八三番地の

四